

## ルソーの『政治経済論』

——新しい体制像の模索——

土 橋 貴

公債によって金持の財布を、税金によって貧乏人の財布を長期に亘って汲みつくしたのち、イギリスは必ずや破産によつて、すなわち税金によつてしか公債を払い得ないというこの唯一の理由によつて、終わりを告げるにちがいない。

J・J・ルソー『政治経済論』

- 一 ルソー・ヘーゲル・マルクス像の修正
- 二 新しい政治制度 主権と政府の区別
- 三 租税問題
- 四 『社会契約論』へ 「ブルジョワ」主権論の形成

## 一 ルソー・ヘーゲル・マルクス像の修正

F・ニーチェによれば一九世紀までのヨーロッパは「發明」の時代であつた。<sup>(1)</sup> 發明の本質は「存在しないもの」を「存在するもの」と捏造することにある。人間は、原始時代から現代まで、存在するものとしての「神」とか神の「本質」なるものを捏造してきた。そのようなものを捏造することはペテンでしかない。しかしニーチェによれば一九世紀になると發明の時代は終わり、依然として神の存在は前提にされるが、〈実証主義の時代〉を迎え「発見」の時代に移つた。発見とはハイデガールのいへばもともと「隠されて在るもの」を暴露することをさしている。

一九世紀は發明から発見への変化の時代であつた。しかしそれははたしてことの真実を伝えてきたのであろうか。実証主義の時代といわれる今日我々は、依然として發明の時代にいるのではないかと疑つてみる必要があると思われる。そのような視点から政治思想史を見ることにしよう。我々は思想を系譜学的にとらえることができるのであろうか。我々は、ルソーからヘーゲルそしてマルクスへと、思想を系譜学的に見ていくことができるかと考えているが、そのような系譜学的見方は、ヘーゲルやマルクスにより發明されてしまつたものではないか。

ところでルソーの政治思想のテーマは、『社会契約論』第一編・第一章冒頭の次の文章に余すところなく現れている。「人間は自由であつた。しかもいたるところで鎖につながれている……どうしてこの変化が生じたのか？ 私は分からない。何がそれを正当なものとしようか？ 私はこの問題は解きうると信じる<sup>(2)</sup>」。人間は、他者の拘束という鎖につながれているが、他者もまた鎖につながれている。その意味ではどちらも自由ではない。ではどうしたら双方は自由になるのであろうか。そこでルソーは、自由と鎖の対立を、へ自由を実現する鎖をつくることで

生み出そうとした。〈鎖をとおした自由〉の実現とは平等という鎖をつくり自由を形成していくことを意味する。これが平等主義的自由論をさしている。後のヘーゲルは、ルソーの自由と平等の対立を、〈市民社会〉における人間の「抽象的権利ならびに法と道徳の矛盾」にすり替え、この矛盾を止揚する絶対知の具現体として国家なるもの捏造し、次にマルクスは、ルソーのそのような対立を、市民社会の「人間と市民の矛盾」に置き換え、それを止揚するものとして共産主義的アソシーションなるものを捏造した。ヘーゲルとマルクスはルソーの思想を、外から暴力的に加工変形してしまったといえる。

我々は、ヘーゲルとマルクスが、ルソーの思想を〈理解した〉のではなく、自己の課題からそれを〈解釈してしまった〉といいたいのである。そのような解釈の間違いを正すためにはルソーを正しく〈理解〉しなければならぬ。ではどうしたらそれは可能となるか。それを知るためには我々は、ルソーが「誰のために」そして「誰に対して」戦い論陣を張ったのかを知らねばならない。そのためには我々は、ルソーの一七四九年の『学問芸術論』から一七五四年の『人間不平等起原論』と一七五五年の『政治経済論』の中間段階を経由して一七六二年の『社会契約論』そして一七六四年の『山からの手紙』までの作品を、Genevan contextのなかに置きたどらねばならない。

先に触れたようにルソーが自らに突きつけた課題は、自由と鎖との対立とその対立を解くために新たに別種の鎖を要請したことであった。それが〈自由を実現する鎖〉あるいは〈鎖をとおした自由の実現〉である。新しい鎖とは「平等」をさし、平等をとおし自由を実現するのであり、それを創設するのが「一般意志」volonté généraleと呼ばれるデモクラシーをさす。『社会契約論』では平等主義的自由論が展開されていると見てよい。自由と平等は、互いに自己を主張し他と戦い合う。そのなかでルソーは、もともと水と油のように溶け合いそうにもない双方をく

つつけ、平等主義的自由論を展開した。重要なことは、ルソーが決して真空からこのような平等主義的自由論を講じ上げてたのではないという点を知ることである。この政治思想は、Genevan contextのなかに置いた時のみ理解することができる。いったいルソーは誰のためにそして誰を敵に回して戦いペンをとったか。ルソーは、ジュネーブ共和国において、平等を要求する法制定権者としての「総会」派の「ブルジョワ」Bourgeoisのためにそして自らの特権としての自由を要求する「旧市民」Citoyensと呼ばれる「都市貴族」Patricianの政府権力である「小評議会」に対して戦い続けたといつてよい。ルソーの不平等を弾劾する「人間不平等起源論」から自由と平等との対立を止揚する平等主義的自由論を展開した『社会契約論』は、小評議会の特権的自由と総会の平等との衝突から生まれたのである。

では我々は、一七五五年一月に「百科全書」の一項目として現れた『政治経済論』をどのように位置づけることができるのであろうか。『政治経済論』はジュネーブ体制批判を秘めた「人間不平等起源論」とジュネーブ体制変革を意図し書かれた『社会契約論』を結びつける「見えざる鎖」<sup>(3)</sup> invisible chainの位置を占めると見てよい。そこでこれから我々は、ルソーが『政治経済論』で、後の『社会契約論』で鮮明になる新しい政治制度像を、総会派の平等観からつくりつつあったことを指摘することにしよう。

## 二 新しい政治制度 主権と政府の区別

先に触れたように『政治経済論』は、一七五五年一月（ジュネーブ版は一七五八年）『百科全書』第五巻の一項目として世にでた。『政治経済論』は総会派のブルジョワの主張を代弁するものとなっていた。総会派の平等と政

府としての小評議会派の自由をめぐる戦いは結局は双方のうちどちらが「主権」を握るかという点にあった。小評議会派は、自らの側に主権があることを弁証していくが、そのときのイデオロギーをグロチウスにその祖をもついわゆる「大陸自然法学派」の自然法観から援用する。そこで我々は、大陸自然法学派の自然法理論の特質を、ローゼンブラットの助けを借りながら分析していくことにしよう。今触れたように大陸自然法学派の始祖をオランダのアルミニアンであったグロチウス(H. Grotius)に求めることができる。彼は中世の神の「啓示」からではなく「自己保存欲」と「自然的社交性」という人間の「自然」から自然法を弁証する。次はルター派に属したドイツのプーフENDORF(S. Pufendorf, von) ならに一七〇一八世紀の「修正カルヴィニズム」に影響を与えたジュネーブ人で牧師のバルベイラック(J. Barbeyrac) として最後にジュネーブのパトリシアンの家系で二〇〇人委員会の委員と小評議会議員かつアカデミーで自然法と民法講座の教授を務めたビュルラマキ(J. J. Burlamaqui) が出現する。<sup>(4)</sup>ここで特にルソーから目の敵にされたビュルラマキの自然法を説明しよう。彼によれば、人間は私益を求める者であるが反面また公益をも求める者である。彼にあつては私益と公益の双方は対立することになる。では何が双方の対立を解くのか。ビュルラマキは、一八世紀のヘレッセフェール<sup>(5)</sup>理論のフォアランナーであつたマンデビルの著書『蜂の寓話―私益と公益―』の影響下で、「甘美な交流」deux commerceをもつてくる。人間は「私益」を実現するために他者と富の交換関係に入る。そのとき他者の利益をも考慮せざるをえなくなる。そしてそれは人間を社交的存在とする。双方は互いに富を分かち合うことにより、心地よい交流ができるようになり上品な人間となる。私と他者を結びつけるのが「甘美な交流」である。自己保存の欲求と社交性の自然法を結びつけるのが「心地よい交流」となる。<sup>(6)</sup>それでも次のような重要な疑問が出てくる。つまり人間は「心地よい交流」のみで自然的に善

き人間関係を形成できるのであるかという点である。もしそれが可能ならば、作為により政治社会を形成することなど必要がなかったであろう。ジュネーブのパトリシアンのイデオログであったビュルラマキは、そこでジュネーブの政治体制を弁護するイデオロギーを提起する。

ビュルラマキによれば国家は「結合契約」と「服従契約」から成立する。「群衆」は、結合契約を結び結合体を形成し為政者に服従する契約を締結した後、為政者によって一つの人格とされる。<sup>(6)</sup> 為政者によって「一つの人格」とされる！これはホップズのリヴァイアサンそのものである。ビュルラマキは、主権を人民から為政者に委譲するために人民を群衆と呼んだ。もちろん彼の場合為政者とはジュネーブの小評議會をさすであろう。一七三七年八月に総会派と小評議會派は、どちらが主権を掌握するかをめぐって戦ったが決着がつけられず、ジュネーブ共和国は無政府状態に陥ってしまった。そのような状態下で一七三八年にベルンとチューリッヒとフランス三国の調停により『ジュネーブ共和国の混乱を收拾するための卓越せる調停決定』（以下『調停決定』と略記）なる暫定的なジュネーブ憲法がジュネーブに与えられた。<sup>(7)</sup> しかしこの『調停決定』により、総会と小評議會のいずれが国家権力をもつかが判明しない。「貴族制的民主制」<sup>(8)</sup> aristocracy の国家構造がジュネーブ人の間に定着してしまった。総会派と小評議會派は、一七三八年から最終的にブルジョワが敗北する一七八二年まで、アリストデモクラシーの体制下で主権の争奪合戦を延々と続けることになる。

ルソーは、既に『人間不平等起原論』の「ジュネーブ共和国への献辞」で、「人民と主権者が同一の人格であるような国家にのみ利益の統一は存在しうる」といったように、<sup>(9)</sup> 人民を群衆化し政府を主権の主体とするのに反対する。人民と主権者とは総会である。ルソーは、『政治経済論』の冒頭で、家父長権が血縁により発生するのに対し

て、「すべての人が自然的に平等である大家族」といわれる「国家」は「契約」conventionsに基づいてのみ生まれる<sup>(10)</sup>といった。しかもルソーは、主権と政府とを分け、政府を「人民の公僕」といったとき小評議会派のイデオロギーを粉砕したのであった。政府は、決して主権の共有者などではなく、主権の単なる「執行権者」にすぎないのである。これはジュネーブ共和国の〈aristo-democracy〉を否定するものであり、さらにビュルラマキの社会契約論を否定するものであった。ではルソーは、『政治経済論』の段階で、国家を導く原理の地位を占める「一般意志」volonté généraleをどのようにとらえていたか。一般意志は、『社会契約論』の草稿いわゆる「ジュネーブ草稿」では「悟性の純粹行為」といわれ、定本の『社会契約論』では自由と平等の対立を統一する民主主義的意志という概念にまで高められたが、『政治経済論』の段階ではまだそこまでは到達せず「国家の意志は、その成員にとつては一般的であるが、他の国家やその成員にとつては、もはやそうではなく、特殊な個別意志となり<sup>(11)</sup>」と述べられていることから分かるように、民主化の意志ではなく一種の「集合精神」あるいは「国民精神」に似たものとしてえられていた。それゆえに『政治経済論』段階の一般意志は、世界に向かって「普遍化」universalizationできる権利概念ではなく、むしろナショナリズムに近いそれであったといえよう。

### 三 租税問題

次に『政治経済論』の租税の問題に移ろう。ルソーは『政治経済論』で一なせ税が必要か次に二税徴収の正当性を決めるものは何かそして最後に三税徴収はどのようにして行われるべきかを指摘しているので順次見ていくことにしよう。まず一の問題に手をつけよう。ルソーはいう。「市民を保持し護るだけでは不十分で、その生存をも考

えなければならぬ<sup>(12)</sup>」。市民は自己の生命を守るためには「所有権」が必須である。ところが政府はこの所有権に手をつけざるをえない。これはどのようにして正当化されるのか。ルソーによれば「所有こそは市民社会の真の基礎であり、また市民間の約束の真の保証人である<sup>(13)</sup>」。しかし市民社会の間は自己の力により所有を守ることができない。そこで公権力が必要となる。しかも公権力を無料で雇うことはできない。「国家と政府の維持には経費と支出が必要」となる。国家財政を賄うために租税が必要とされるのである。ここで問題となるのは市民の所有権と国家が市民に課す税の対立をどのようにして調整するかである。その対立を解くのが次に述べる合意である。ルソーは税について次のようにいう。「人民が彼の與える金額を定めるとき、それは献金と呼ばれ、人民が課税の對象のすべてを與えるときが租税である<sup>(14)</sup>」。要はその違いは自発的のときは「献金」となり政府から要求され出すときは「税金」となるということであろう。では強制的拠出金としての租税はどのような場合正当化されるのか。そこから二の問題がでてくる。ルソーはいう。「租税は、人民またはその代表者の同意によってのみ、合法的に樹立され<sup>(15)</sup>うる」。他人の財布から金を引き出すのであるからそれは当然であろう。納税者の「合意」*convention* が得られなかったらそれは強奪でしかない。税徴収が正当であるためにはもう一つのことが必要とされる。それで三の問題になる。徴収される税が「課税に恣意的なものを全くとどめない比例的な税率<sup>(16)</sup>」に基づかなければならないという点である。ルソーがいう「比例的税率」*tarif proportionnel*とは何か。各人がもつものの多寡に応じてそれを税として取り立てるということをさす。現代的にいえばルソーは一種の「累進課税制」を主張していると見てよい。ところでルソーはものごとを必ず「対立」のなかで考えていく習性をもっていた。ここまでの説明が「ありうるもの」としての「租税」である。今度は現に「存在するもの」としての租税を批判的に検討しなければならぬ

い。つまり現実の政府は何のために徴税するのである。一は〈要塞強化と傭兵増強〉の資金を調達するためであり二は貧しい者に課税し金持ちの租税負担を軽くしてやることで金持ちがより一層奢侈に励むことができるようにするためである。

それではまず一から説明していくことにしよう。ルソーは問う。現に存在する租税はどのような役割をはたしているのであろうかと。どんなに小さい国家でも、国家である限り、対内的・対外的諸問題を処理しなければならぬ。そこから国家は今述べた対内的諸問題を処理する「官吏」を採用するために金が必要となる。ましてや広域国家になったら大勢の行政官が必要となり、彼らを支えるために巨額の金を調達しなければならぬ。さらに政府にとり対外的問題のうち最も金がかかるのは「征服欲」つまり「戦争」である。ルソーは「軍隊の増大を頼みとし、また戦争の対象が、市民の心に興える心気転換を利用して、首長の権威を国内に増大する」ことに戦争が利用されるといった。政府はそのような目的をもつ戦争を拡大し継続するために「軍隊」を必要とする。ルソーによれば「常備軍」も傭兵の一種に入るが、その軍隊を「傭兵」で賄うことになつたらどうなるか。ルソーはいう。圧政者は「表面上は外国人を抑えるために実際は住民を圧迫するために、常備軍をつくりあげた」<sup>(18)</sup>。ルソーは、外敵と戦う名目で雇われる軍隊が実は自国民を弾圧するために、常備軍をつくりあげた。傭兵は、できることなら敵とは戦いたくない。政府は、傭兵を敵となる民衆に対する楯にするためには、十分な金を与えなければならぬ。政府は傭兵への給与を民衆から税という形で徴発し与えるしかない。近代国家は「無産国家」であり、その意味で「租税国家」となることで自己を支えるしかない。一八世紀のルソーはいち早くそれを見破つたといえよう。それにしてはルソーは執拗に傭兵制度を批判したのであろうか。先に触れた『調停決定』の条項には「民

兵」は「市長」Sandrycあるいは小評議会の命令がない場合武器をとれないという規定があった。<sup>(19)</sup>逆に市長と小評議会は、自己の命令一つでいつでも傭兵を出勤させることができることになる。そのような軍事力を発動する権力をもつジュネーブの小評議会（市長は小評議会から選ばれるので小評議会のいいなりになる）は、「要塞強化費用」と「傭兵費用」を捻出するために絶えず市民に課税しようとしてきた。となれば総会が小評議会を絶えず不信の目で見るのは当然であろう。総会は、要塞強化費と傭兵費を賄うために徴取される税が市民を弾圧する資金として使われるのではないかと疑い、特に一七五〇年代、小評議会の課税案をことごとく拒絶してきた。<sup>(20)</sup>ルソーは、そのことを知り、『政治経済論』で要塞を強化し傭兵を調達するために使われる恐れのある課税に対して反対したといえる。

ところでサンジェルベの庶民出身で時計製造を生業としていたルソーの父イザック・ルソー (Issac Rousseau) は、貴族的生活に憧れ帯剣した「プロテスタントの総本山」ジュネーブに留学してくる金持ち青年を相手にダンス教室を経営するようなだて男であり、ジュネーブの上流階級が住む街区に住んでいたルソーの母シュザンヌ・ベルナールと結婚した。一七二二年に産褥熱でルソーの母が死んだが、その後一七一七年の六月ルソーが五才の時、イザックは、妻の家を売り払いルソーの伯母とルソーの兄のフランソワ・ルソーの三人を連れてサンジェルベの教区にある下町の三階建て集合住宅に居を移した。この転居はもちろんイザック・ルソーの生活力の無さを示すものだが、<sup>(21)</sup>そのことに注目するよりも我々は、ルソーの一族が移った先の街区がパトリシアンに反対する「政治的アジテーターやデモ参加者」<sup>(22)</sup>を輩出した所であったのを押さえておくべきであろう。ルソーは二五才になるとその権利を行使できる）亡き母の遺産を相続するために一七三七年夏の二ヶ月間ジュネーブを訪れた。政府は、要塞強化と傭兵増強のために課税したが総会から拒否され、その結果双方の間で戦いの火ぶたが切られることにな

るが、ルソーは、八月二一日の夜小評議會と總會が直接武力衝突する様子をたまたま目撃した。ルソーは、武力衝突のためにジュネーブ市内に立ち入ることを官憲から制止され小評議會に対する政治的反対派に属した伯父ベルナール Bernard 宅に泊まるはめになったが、そこで政治的反対派のパンフレットを読んだ。<sup>(23)</sup> ルソーは終生平等にとりつかれた人間といわれるが、なぜ彼が平等に執着し続けたのかという疑問を解く一つの鍵は、ルソーの一族と小評議會に対する政治的反対派との交流に求めることができよう。ルソーは、パトリシアンの課税に反対し続けたジュネーブのブルジョワの立場から、『政治経済論』を書いたといつてよい。

次に二の説明をしよう。二の問題はルソーの平等観とつながる。ルソーは平等にこだわる總會派の立場・視点から租税を批判した。ルソーはいう。「政治において最も必要な、そしておそらく最も困難な事柄は、すべての人間に公平であり、とくに貧乏人を金持ちの圧制から保護するための厳格な潔癖性ということ」<sup>(24)</sup>である。ルソーによれば極端な貧富の差は「最大の悪」であり体制の危機をもたらすものである。平等を骨子とする「法」は「中産階級の支配」<sup>(25)</sup> *mediocratie* が行われる体制下でのみその効力を発揮する。要するに「金権支配」*ploutocratie* はすべての者を不平等化していき、平等化をモットーする中産階級支配とは対立してしまうのである。中産階級支配をめざす政府の最大の責務は「財産の極端な不平等を防止する」<sup>(26)</sup>ことに求められる。ではルソーは財の不平等化をどのようにして防止するというのか。富裕な者が財を「蓄積するすべての手段」を除去し市民が貧民に転落することを防ぐ方法を発見することによってである。そのような方法は存在するのであろうか。ところで富裕な者がさらなる財を蓄積する衝動はどこからくるのか。金持ちの奢侈への欲望は「見栄」つまり「自尊心」からくる。見栄とは他人からよく見られたいという欲望である。これはすべての悪の原因である。そのような考えから一五五八年に「出費

や食事や生活習慣を規制」する「反奢侈法」<sup>(27)</sup> lois somptuaires がジュネーブで制定され、その法に基づき市民の贅沢が取り締まりの対象となった。一六四六年にこの法を実施する主体は「聖職者」から「世俗者」の手に移った。反奢侈税は、一六世紀には(1)「職人や低い身分あるいは地位を占める他の人々」と(2)「中位の人々」そして(3)「高位の人々」と区別されたすべてのジュネーブ人に適用されたが、しかし一七世紀の後半になると、先の(1)から(3)までの人々は、「第三の人々」と「代二の人々」そして「第一の人々」といった言葉に置き換えられ「第一の人々」を除いた人々にのみ適用されていった。<sup>(28)</sup>ここでは反奢侈法の趣旨は曲げられ貧乏人の贅沢を取り締まる法に変わってしまったことが分かればよい。一七一―一八世紀のジュネーブの牧師たちはこのことを一斉に非難したのである。ルソーはそのことを『政治経済論』で、金持ちの奢侈を次のように述べ批判した。「自分の地位を考えると、下の人にとっては剰余物であっても、自分には必要物なのだ。これは嘘である。なぜならば、偉い人も牛飼いと同じく足は二本足であり、また同じく腹は一つしかないのである」。<sup>(29)</sup>ルソーはいう。「たんなる必要物しかもっていない者は、全く何も支払うべきではない。剰余物をもつ者への租税は、必要に応じて、彼の必要分を越えるものすべてという程度まで及ぶ」。<sup>(30)</sup>つまり「使用を断念することができる物品への課税」<sup>(31)</sup>が必要となる。しかもそのような「租税は罰金の一種」とみなすことができる。これが「適正な、真に比例的な方法で配分する」<sup>(32)</sup>という内容である。ルソーはいう。「租税を賦課したり、考えだしたりする人々は、金持ち階級に属しているから、自分の損失をかまわないうで、他人の負担を免れさせたり、また貧乏人を助けるために自分が負担を引き受けたりする考えはもたないだろう」<sup>(33)</sup>と。だからルソーによれば金持ちは多額の租税を払うべきだし貧民は租税を負担することはないということになる。これは多額の「剰余物」をもつジュネーブのパトリシアンが自己の権力を守る要塞強化金と傭兵

増強金を敵から巻き上げることへの痛烈な非難である。先に触れたように一七〇一八世紀になると反奢侈税は、特権階級がその法適用の範囲から除外され、その他の階級にのみ適用されたという点で、すべてのジュネーブ人を不平等化してしまふ悪法になってしまった。だからこそルソーは「財産の不平等の不断の増大」<sup>(34)</sup>を防ぐために、反奢侈税ではなく奢侈品に対する課税案を提起したのであった。

#### 四 『社会契約論』へ 「ブルジョワ」主権論の形成

「革命の実験室」ジュネーブは一八世紀を通じて四回のブルジョワ挫折革命を体験したが、ルソーは、特権階級と戦う政治的反対派の活動家であつた祖父ダビット・ルソーそしてパトリシアンに対する反抗精神をもつたイザック・ルソーを父にもつ筋金入りの反体制派の人間であつた。祖父のダビットは、一七〇七年のブルジョワ蜂起の時「ブルジョワ側の著名なスポークスマン」<sup>(35)</sup>でありブルジョワの政治的権利獲得のために戦つた人間であつた。先に述べたようにルソーもまた一七三七年、ジュネーブでのパトリシアンとブルジョワの武力衝突を目標した。<sup>(36)</sup>「人間不平等起源論」と『社会契約論』をつなぐ「見えざる鎖」の位置を占める『政治経済論』は、後の『社会契約論』で確定されるブルジョワ主権を弁証する一里塚である。その主権はいつたい何をめざしたのかといえ、それはパトリシアンの特権的自由の下で蹂躪されるブルジョワの平等を確立し、しかもそのなかに自由を閉じ込めながら自由を許容する平等主義的自由論を実現することであつたが、ルソーは、『政治経済論』の段階ではまだ自由と平等の対立を明確に自覚し平等主義的自由論という形で解くまで至っていない。ルソーは、かつてカルヴァン主義を捨ててしまったので失つてしまつたジュネーブ市民権を再度得るためにジュネーブを訪れるが、そのとき最も親しい

親友となった時計職人であつブルジョワ側の政治的リーダーであつたJ・P・ドルック (Jacques-François Deluc) のおかげで、二六年ぶりにジュネーブ教会に再び結びつけられ、またジュネーブ市民権を取りもどすことができた。<sup>(36)</sup> そのとき彼は『人間不平等起原論』の「ジュネーブ共和国への献辞」を提出したが、ジュネーブ市長のド・パン (Du Pan) が『人間不平等起原論』を、正確に「あるがままのものとしてではなくあるべきもの」としてジュネーブを描いたといつたように、パトリシアンたちはその「献辞」に対し不機嫌な態度に終始した。パトリシアンは『人間不平等起原論』に総会派の反抗の気配を感じたのだから、それは当然の反応であつたろう。

ところで『政治経済論』は、後の『社会契約論』のように政治の原理原則を提示したのではなくむしろ時事論の色彩が強い作品と思われる。ではジュネーブの一七五四年から一七五五年というのはどういう年であつたか。先に触れたことを再度述べよう。一七三七年にジュネーブで総会派と小評議会派の双方は武力闘争により内乱を起したが、双方とも勝利を我が物にすることができず無政府状態に陥つた。フランス・ベルンそしてチューリッヒの三国は、『調停決定』をジュネーブに与えたが、ジュネーブ共和国の憲法と見られるべき『調停決定』の条文は、混乱を收拾したのではなくむしろ混乱をそのまま反映したものとなつてしまつた。『調停決定』により双方のどちらが国家主権をもつのが判然としないアリストテモクラシーが出来上がった。それゆゑに双方は、主権をめぐる戦いを延々と一七八二年まで続けることになる。そのような戦いのなかでルソーは、一七六二年に、ビュルラマキの書物の名前『政治的権利の諸原理』を副題とし『社会契約論』を主題とする書物を公刊し、小評議会の特権を総会の平等のなかに封じ込める平等主義的自由の政治制度論を展開することになるが、それに先駆け一七五四年から一七五五年にかけてジュネーブの友人ドルックからジュネーブの政情に関する情報を送られたパリ在住のルソーは、

総会派のための主権論を模索し始めるのである。その意味で一七五四―一七五五年はエポックメイキングな年であったし特に一七五五年に出版された『政治経済論』のもつ意味は大きかったといえよう。

- (1) F・ニーチュ(信太正三訳)、『善悪の彼岸』、ちくま学芸文庫、三二頁。
- (2) ジャン・ジャック・ルソー(桑原武夫・前川貞次郎訳)、『社会契約論』、岩波文庫、一五頁。
- (3) H. Rosenblatt, Rousseau and Geneva, Cambridge University Press, 1997, cf., Chapter 5.
- (4) H. Rosenblatt, Ibid, cf., Chapter 3.
- (5) H. Rosenblatt, Ibid, pp. 52-59.
- (6) H. Rosenblatt, Ibid, p. 188.
- (7) H. Rosenblatt, Ibid, p. 149.
- (8) H. Rosenblatt, Ibid, p. 134. 『調停決定』により定められたアリストテモクラシーは、主権がどこにあるのかがはっきりしない曖昧な体制であった。しかし『調停決定』はともかく一七三八年から、ルソーによって一七六二年に『社会契約論』で批判されるまで、制度としてある程度ジュネーブ人に受け入れられていた(H. Rosenblatt, Ibid, p. 149)。
- ルソーは、『社会契約論』で、主権と政府とを分け、主権が人民にあるならば貴族に政府の権力を与えてよいとし貴族制を認める。だがその場合の貴族制とは、立法集会から「選挙」をとおし選出され、また立法集会により自由に「解任」される政府つまり「選挙貴族制」をさす。ルソーはこの選挙貴族制を「最良の政府形態」といい、それとは逆にアリストテモクラシーを最悪の政府形態に入る世襲制的貴族制に入れそれを否定することになる。
- (9) ルソー(本田喜代治・平岡昇訳)、『人間不平等起原論―ジュネーブ共和国に捧げる―』、岩波文庫、一〇頁。ローゼンブラットによれば一八世紀にあっては「政府の首長」を「主権者」と見做すのが常識的見解であった。ところがル

ソーは「行政首長」を「人民の公僕」と見做しまたたんなる執行権の主体であり主権を人民と共有する者ではないとい  
ったとき、一八世紀の時代にあつていかに革命の見解を披露したかが分かつらう。

- (10) ルソー(河野健二訳)、『政治経済論』、岩波文庫、八頁。
- (11) 同書、一四頁。
- (12) 同書、四二頁。
- (13) 同書、四二頁。
- (14) 同書、五四頁。
- (15) (16) 同書、五三頁。
- (17) 同書、五〇頁。
- (18) 同書、五一頁。
- (19) H. Rosenblatt, *Ibid.*, p. 150.
- (20) H. Rosenblatt, *Ibid.*, p. 196.
- (21) Maurice Cranston, J.-Jacques, *The University of Chicago Press*, p. 13.
- (22) H. Rosenblatt, *Ibid.*, p. 31.
- (23) H. Rosenblatt, *Ibid.*, p. 38.
- (24) (25) (26) 『政治経済論』三五頁。ローゼンブラットによれば「ルソーは、もし金持ちがもっと金が欲しいならば、金持ちは自分自身のポケットのなかにそれを探すべきだとらう」ことを金持ちに伝えた」(H. Rosenblatt, *Ibid.*, p. 203.) と云ふ。
- (27) H. Rosenblatt, *Ibid.*, p. 24.
- (28) H. Rosenblatt, *Ibid.*, p. 25.

- (29) (30) 『政治経済論』、五五頁。
- (31) 同書、六五頁。
- (32) 同書、五八頁。
- (33) 同書、六六頁。
- (34) 同書、六三頁。
- (35) H. Rosenblatt, *Ibid.*, p. 31.
- (36) (37) H. Rosenblatt, *Ibid.*, p. 180.